

副収入があった方は住民税の申告を！

所得税では、給与所得、退職所得以外の所得が 20 万円以下の場合、または、公的年金等の収入が 400 万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得が 20 万円以下である場合などには、確定申告が不要とされています。

しかし、住民税にはこのような制度がなく、他の所得と合算して税額を算出しますので、給与所得者や年金所得者で副収入があった方は、収入の額にかかわらず住民税の申告が必要です。

【副収入の例】 営業、農業、定置網組合の配当、地代、家賃、講師謝礼、報酬、上場株式等以外の配当など

■問合せ 町民税務課 Tel 47-8014



確定申告について武生税務署からのお知らせ

◆申告と納税は期限内に！

確定申告をする必要のある方が期限内に申告・納税をしなかった場合には、後で不足する税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税を納めていただく場合がありますのでご注意ください。

申告と納税の期限は…

所得税および復興特別所得税並びに贈与税	3月15日(木)
消費税および地方消費税	4月2日(月)

□座振替日は…

所得税および復興特別所得税	4月20日(金)
消費税および地方消費税	4月25日(水)

◆確定申告会場は2月16日(金)から！

武生税務署の確定申告会場の開設日は、2月16日(金)です。税務署の確定申告会場で確定申告書を作成される方は、開設日以降(受付時間：午前9時から午後4時)にお越しください。

★会場の混雑状況により、午後4時前でも受付を終了する場合があります。

◆確定申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書等(データ)は、印刷して郵送等により税務署へ提出することができるほか、画面上からそのまま e-Tax (国税電子申告・納税システム) を利用して税務署に送信(申告)することもできます。

◆マイナンバーの記載にご注意ください！

今回提出される平成 29 年分の確定申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証など)の提示または写しの添付が必要です。

国税に関するマイナンバーの詳しい情報は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)のトップページにある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をクリックして、ご確認ください。

■問合せ 武生税務署 Tel 22-0890

